

～高知県からのお知らせ～

令和5年1月より法人県民税・法人事業税の申告書用紙等の送付を見直します

本県の税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただきお礼申し上げます。

高知県では、法人県民税・法人事業税の確定申告、中間・予定申告の申告時期が近づいた法人の皆様、に、税率等が印字された申告書及び納付書をお送りしていますが、ICT（情報通信技術）の活用の推進、環境負荷への低減等の観点から、以下の法人に対し、送付物の内容を変更いたします。

○直前の申告を eLTAX により電子申告した法人（※1）

- ・時 期：令和5年1月送付分から
（確定申告：令和5年1月決算法人 / 予定・中間申告：令和5年6月決算法人）
- ・変更内容：申告書の送付を取りやめ、納付書のみ送付します。
既納付税額等の情報は、eLTAX の機能であるプレ申告データ（※2）の形で、eLTAX の「メッセージボックス」に送信します。

○電気供給業を行う法人

- ・時 期：令和5年1月送付分から
- ・変更内容：高知県では電気供給業に対応する申告書（その2）を作成しておりません。電気供給業を行う法人は、電子申告の有無にかかわらず、納付書のみ送付します。
電子申告利用法人には、あわせて既納付税額等の情報を eLTAX の機能であるプレ申告データ（※2）の形で、eLTAX の「メッセージボックス」に送信します。

○電子申告義務化法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社等）

- ・時 期：令和5年1月送付分から
- ・変更内容：eLTAX の機能であるプレ申告データ（※2）の形で、eLTAX の「メッセージボックス」に送信します。

（※1）直前の申告を eLTAX により電子申告した法人の具体例

ア 確定申告：当該事業年度の予定申告を eLTAX により電子申告した法人

予定申告義務が無く、前事業年度の確定申告を eLTAX により電子申告した法人

イ 予定・中間申告：前事業年度の確定申告を eLTAX により電子申告した法人

（※2）プレ申告データとは

申告を行う際の参考となるよう、地方公共団体から納税者へ送信される電子データです。前事業年度の申告の内容等をもとに、申告データの一部の項目（既納付税額等）があらかじめ設定されている申告データで、従前より送付している紙の申告書の電子データ版に相当します。

（※3）申告書等の様式や税率表、申告書記載の手引きは県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110501/2019083000096.html>

お問い合わせ（受付：平日 8:30～12:00、13:00～17:15）

安芸県税事務所 ☎0887-34-1161 / 須崎県税事務所 ☎0889-42-2366 / 幡多県税事務所 ☎0880-35-5972
中央東県税事務所 ☎088-866-8500 / 中央西県税事務所 ☎088-821-4652 / 税務課 ☎088-823-9309